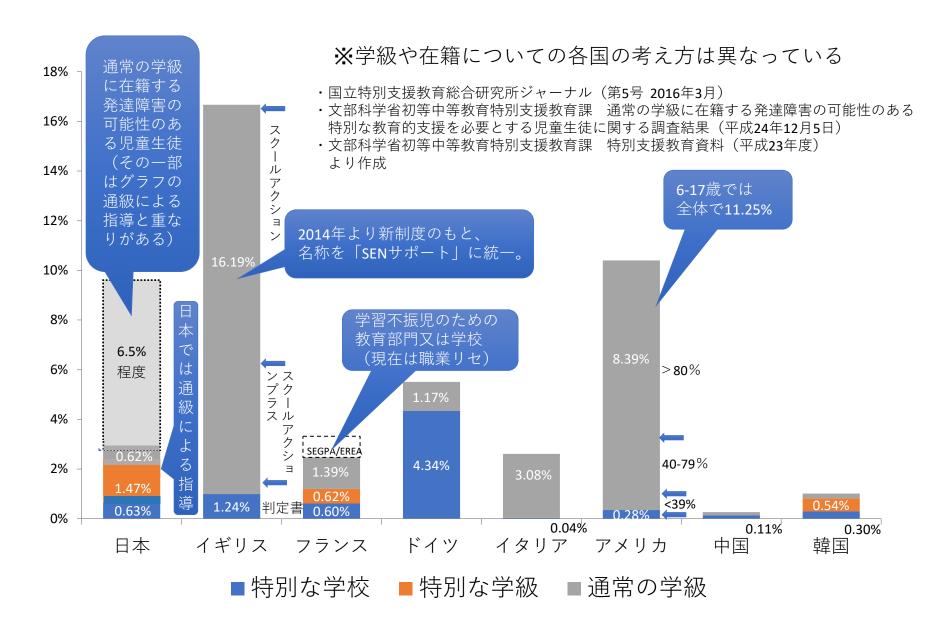
諸外国に対する障害者権利 条約第24条に関する 総括所見の内容について -韓国・ドイツ・フランスを中心に-

令和5年1月26日(木) 国立特別支援教育総合研究所

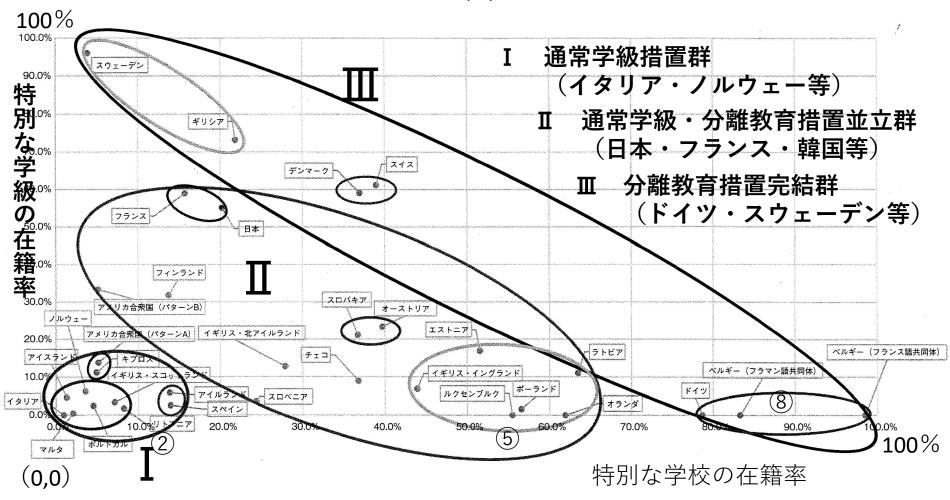
本日の発表の構成

- 諸外国のインクルーシブ教育システム構築のア プローチの分類
- ・総括所見が採択されるプロセス
- 締約国に求められている報告事項
- 諸外国の総括所見
 - 3カ国の総括所見のポイント
 - 追補情報
- ・まとめ



各国の障害のある児童生徒の教育の場

参考:吉利宗久(2016),インクルーシブ教育をめぐる 国際動向,発達障害研究,38(1)34-42を改変



SEN生徒に占める特別な学級と特別な学校の措置率

総括所見が採択されるプロセス

- 締約国報告と総括所見に関する事項は、権利条約第35条並びに第36条に規定されており、この詳細は、障害者権利委員会の作業手法(Working methods)並びに手続規則(Rules of procedure)の規則39から規則54に規定されている。
- 締約国報告に記載されるべき内容のガイドライン「CRPD/C/2/3 (2009.11.18)」(添付資料 I)及び「CRPD/C/3」(2016.11.17)(添付資料 2)は締約国への助言を目的として示されている。なお、ガイドラインは「とりわけ一般的意見が採択されていない領域のため」に作成されている。
- 第24条教育については、一般的意見第4号(General Comment No.4)が2016 年11月25日に採択されている。
- 締約国報告は、批准後2年以内に | 度(the initial report)、さらに、その後、委員会の要請に応じて、あるいは少なくとも4年以内ごとに提出義務がある。
- 委員会は、締約国報告(事前質問事項(List of issues)への回答等を含む。)に加えて、専門機関、国際連合の機関および他の権限のある機関(NGO等の市民団体を含む。)から意見や文書を招請し総括所見を採択する。

補足説明(報告者):日本の締約国報告の提出は,2016年6月であり、その提出時のガイドラインは2009年版となる。なお、2022年9月9日付の総括所見では、一般的意見第4号を想起して要請がなされている。今後4年毎に,あるいは権利の委員会の求めに応じる締約国報告は一般的意見に基づくことが求められる。

締約国に求められている報告事項

・障害者権利委員会によるガイドライン(2009)(添付資料 I) (第24条関係は12項目)

1

・障害者権利委員会によるガイドライン(2016)(添付資料2) (第24条関係は22項目)



一般的意見第4号(General Comment No.4):インクルーシブ 教育への権利(全21ページ 76パラグラフ)

補足説明(報告者):国連の主要な人権条約では、諸権利の基準や加盟国の義務についての基準を示すために条約の採択の後で「一般的意見(General Comments)」が採択される場合がある。「一般的意見」と訳されるが、国連によれば、条約によっては「勧告(recommendation)」とも呼ばれ、当該条約等に関して、各国の政策立案,施策の推進のガイドラインとなる重要な基準であり、その内容は、締約国報告作成の当該条項の記述の指針となる。

韓国に対する総括所見(第24条・教育部分抜粋)

○韓国は初回の締約国報告に対する総括所見で以下の指摘を受けている。

「インクルーシブ教育ポリシーはあるものの、通常の学校の障害のある生徒が 特別な学校に戻っていること、通常の学校に在籍する障害のある生徒が、ニー ズに応じた適切な支援がある教育を受けていないことを懸念する。現行の教育 のインクルーシブ教育ポリシーの有効性の研究の実施、支援技術やアクセシブ ルな教材やカリキュラム、アクセスしやすい学校環境を提供することで、学校 やその他の教育施設における合理的配慮の提供の一層の推進、通常学校の教員 と職員への訓練の重点化が必要である」

上記を受けて、2次・3次合併報告に対する総括所見は以下のとおり。

- 49. 委員会は以下について懸念する。
- (a)締約国が医学的障害アプローチに基づいて特別教育を維持しており、定常的に特別学校の数を増加させていることで、自閉症、知的障害、精神社会的障害や重複障害のある多くの人数の子どもが分離された特別教育を受けていること。
- (b)点字、手話について訓練された指導や支援のためのスタッフの数、そしてアクセスしやすい指導方法やインクルーシブ教育を推進するために必要なスキルと能力についての教員研修の水準が十分でないこと。
- (c)デイケアセンターに通う子どもについて、幼稚園以外は教育省による支援を 受けていないこと。

韓国に対する総括所見(第24条・教育部分抜粋)

- 50. 一般的意見第4号(2016)及びSDGs目標4.5を想起し、前回の勧告を繰り返し、締約国に以下について要請する。
- (a)全ての教育段階における通常教育の中におけるインクルージョンの文化(意識)を推進する方略によって包括的なインクルーシブ教育ポリシーを構築すること、これには、人権に基づいた個別化されたアセスメント、必要な環境整備や配慮、教員及びそれ以外の教育職員に対するインクルーシブ教育についての適切な訓練を提供すること
- (b)インクルーシブなデジタルへのアクセスや、易しい文書、コミュニケーション支援機器、支援技術、ICTを含む、アクセシブルや代替的なフォーマットの学習用教材、支援的機器などを障害のある生徒へ提供すること。
- (c)保健福祉省の管轄下にある分離されたデイケアセンターに通う全ての障害の ある子どもが、教育省管轄下の通常の幼稚園への移行を保証すること。

補足説明(報告者):初回の総括所見では、障害のある子供に支援を提供し、通常の学級に受け入れるという韓国のインクルーシブ教育ポリシーの存在を認めた上で、その有効性についての研究を要請していた。これについて2次・3次合併報告の事前質問事項に、この進捗状況が問われていたが、報告者が締約国報告を読んだ限り、直接の回答は読み取れず、上のParagraph 50(a)にあるように、改めて包括的なポリシーの構築が障害者権利委員会から要請されている。

ドイツに対する総括所見(第24条・教育部分抜粋)

45.委員会は、締約国が、障害のある多くの児童生徒が隔離された特別な支援のための学校に通うという教育制度を有していることを懸念している。

- 46.委員会は、締約国に以下を勧告する。
- (a)すべてのレベルで必要な財源、人員など、すべての州で、質の高いインクルーシブな教育制度へのアクセスを提供するため、戦略、行動計画、期限、目標を直ちに策定する。
- (b)インクルージョンを促進し、本人が選択した場合、通常の学校に障害のある 児童を入学させる義務を認める法律及び政策を直ちに有効にするよう、隔離 された学校を縮小する。
- (c)すべてのレベルの教育で合理的配慮を提供し、合理的配慮の権利を法的に実施し、裁判の前の司法判断に適合するよう保証する。
- (d)インクルーシブ教育についてのすべて教員への研修、教育環境、教材、カリキュラムのアクセシビリティの向上、博士号取得レベルを含む通常の教育での手話の提供を保証する。

補足説明(報告者):総括所見には、肯定的側面という項目があり、ドイツは権利条約の実施に向けた10年間の国家行動計画(NAP)を2011年に採択したことが称賛されている。2009年の批准の翌年から障害者の意見も反映させる形で策定準備を進めたものであり、2015年の総括所見の出された翌年(2016年)に、その第2版(NAP2.0)を採択している。

9

フランスに対する総括所見(第24条・教育部分抜粋)

- 50. 委員会は、多数の障害のある子供たちが、寄宿型の医療・社会施設を含む分離された教育状況に置かれており、あるいは、通常学校内の分離された学級に措置されていることを懸念している。さらに、懸念を持って以下のことに言及する。
- (a)とりわけ海外県・海外領土を含め、フルタイムあるいはパートタイムでの就学、出席している障害のある子供について、及びロマ、亡命希望者、難民である障害のある子供や非正規移民となっている障害のある子供のインクルーシブな教育へのアクセスに関する統計情報が不十分であること。
- (b)知的あるいは心理社会的障害や自閉症の子供の入学を拒否する学校が見られること。
- (c)とりわけ、自閉症の子供とダウン症の子供に影響を与える、障害のある子供の教育的な必要性に対応するための合理的配慮の提供を通じた個別の支援の提供が不十分なこと。
- (d)障害のある子供、とりわけ、聾の子供に対するコロナウイルス感染症拡大期 間の状況における合理的配慮の不提供のこと。
- (e) フランス手話による教育とフランス手話の教育の提供が不十分であること。
- (f)盲あるいは視覚障害である人々や知的障害の人たちのための点字並びに平易 な読み物の学習、指導、使用が欠如しているIこと。
- (g)学校でのいじめを含めて障害のある子供に対する暴力のあること。

フランスに対する総括所見(第24条・教育部分抜粋)

- (h)高等教育段階における障害のある学生の支援へのアクセスに障壁のあること、 障害のない学生との平等の下で障害のある学生の国際交流を促進する対策が欠 如していること。
- 51. 委員会は、インクルーシブ教育への権利についての一般的意見第4号(2016)並びに持続可能な開発目標の目標4.5及び4.aを想起し、締約国が、海外県・海外領土を含めて、全ての障害のある子供に対して質の高いインクルーシブ教育を達成するための対策を強化することを勧告する。締約国は、この観点から、国連障害者権利特別報告者による勧告を速やかに実施すべきである。また、委員会は、締約国に以下について要請する。
- (a)障害のある子供について、就学及び出席についてを含めて、年齢、居住地、性別、人種の別のデータを収集するシステムを開発するとともに、ロマ、亡命希望者、難民である障害のある子供や非正規移民となっている障害のある子供が教育への効力あるアクセス。
- (b)保護者並びに親権者が、障害を理由とした就学の拒否のケースにおいて、申し 立てて救済を求めることのできるシステムの採用。
- (c)とりわけ自閉症並びにダウン症の子供を含めた障害のある子供の試験における 配慮を含む、個別の教育的な要求に対応する合理的配慮の提供を通じた個別の 支援を求めることができる障害のある子供の権利を認める枠組みの開発。

フランスに対する総括所見(第24条・教育部分抜粋)

- (d)市町村レベルでのプログラムを採用し、公的及び私的な関係者が、COVID-19感染拡大状況において、障害のある子供を支援することへ関与すること。
- (e)フランス手話による教育が早期教育の段階から提供されて、インクルーシブな 教育環境において聾文化が促進することを保障すること。
- (f)盲あるいは視覚障害である人々や知的障害の人たちのための点字並びに平易な 読み物の効果的な学習、指導、使用を保障すること。
- (g)障害のある子供のいじめと虐待を排除するための対策を実施すること。
- (h)高等教育段階における合理的配慮を通じて、手話の使用や彼らの国際交流を促進を含めて、障害のある若年者が、個別の支援を求めることができるような、障害のある人の高等教育へのアクセスを促進するための明確な目標と期限のあるプログラムを採用すること。

補足説明(報告者): Paragraph 51にある国連障害者権利特別報告者による勧告については、フランスが2017年10月に国連障害者権利特別報告者による訪問調査を受け入れて2019年1月8日付けで教育分野は6項目の要請事項がある。その1つは、Paragraph 50で懸念が表明された寄宿型の医療-社会施設を廃止し、そこに措置されていた全ての子供に必要な支援を行なって通常の学校に受け入れることが含まれている。

データで見る児童生徒の就学の場と在籍比率の変化

国名	年あるい は年度	全児童生 徒の中の SEN対象者 の割合 (%)	SEN対象者 のうち通 常の学校 在籍者*の 割合(%)	SEN対象者 のうち特 別な学校 在籍者の 割合(%)	SEN対象者 の常での過量を で80%以を 間で を も は り り り り り り り り り り り り り り り り り り	通級の童の左別れの判い徒援と行いの単に徒援と行いがはわる
ドイツ	2012-2013	5.4	31.5	68.5*	31.5	(有)
	2019-2020	6.3	50.8	49.2	50.8	*2009年は 78.7%
フランス	2012-2013	2.9	79.2	20.8	51.4	有
	2019-2020	4.3	86.9	13.1	53.4	
韓国	2012	1.26	70.6	29.4	-	不明
	2019	1.52	71.7	28.3	-	
イタリア	2019-2020	4.2	99.7	0.3	99.7	(有)
日本	2019	3.76	74.	25.9	_	(有)

※データは、European Agency for Special Needs and Inclusive EducationのEASIE Webサイト;韓国教育部「教育基本統計」(2012~2021);特別支援教育資料(文部科学省)から算出した。 13

追補:イタリア等について

- 単一路線型(通常学級措置群)の例となるイタリアについては、まず、インクルーシブ教育が法律に位置づけられていることを評価した上で、質の高い教育を実現するためのリソースの不充足が指摘されている。
 - イタリアの総括所見(CRPD/C/ITA/CO/I)の肯定的側面に「 Paragraph 4. (前略)委員会は、締約国が、この30年間にわたり、分離からの解放であるインクルーシブ教育システムの実施を希求してきたことを称賛する。」と記載がある。
 - その上で、イタリアへの要請として「Paragraph 56.委員会は、全ての学校段階で、 インクルーシブ教育に関する法令等の実施を監視することで、教室におけるイン クルーシブ教育、支援の提供、教員研修の質を高めるための、十分な資源、期限 と特定の目標を持った行動計画を実施すること。(後略)」と記載がある。
- また、締約国報告において、インクルージョンが原則である場合には、 教育上の必要性と保護者の意思による通常の学校以外の教育の場が評価されている例がある。
 - スウェーデンの総括所見 (CRPD/C/SWE/CO/I) の肯定的側面として「委員会はイン クルーシブ教育システムとして、I.5%の子供が家族による決定により、通常の学 校以外で授業を受けていることを称賛する(後略)」との記載がある。
 - スウェーデンの締約国報告 (CRPD/C/SWE/I) を確認すると「スウェーデンの教育 システムは、インクルージョンの原則に基づいている」と明記した上で知的障害 の特別な学校のあることを説明している。

追補:知的障害のある学習者について

• 一般的意見第4号では、第24条3 に関してParagraph 35(f)「知的障害者は具体的で視覚的、読みやすい教材等を用いて、静寂で構造化された環境において自立生活と職業の文脈において児童生徒を準備させるような指導を「インクルーシブで相互作用のある教室(inclusive interactive classrooms)」において提供されなければならない。」としている。

補足説明(報告者):一般意見第4号の採択過程で行われた意見招請で、第24条3 (c) 盲人、聾者又は盲聾者(特に盲人、聾者又は盲聾者である児童)の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保するという部分に関して、自閉症のある人やコミュニケーション障害のある人も、盲人、聾者又は盲聾者と同様であるとの意見が複数あり、ドラフト版になかった内容が採択版で追加されたものである。対象は知的障害についてであるが、特別な教育内容や通常とは別の教育の場が必要である読めることから「分離」との違いについて確認が必要である。

まとめ

- 本報告では、障害者権利委員会により公開されている資料をもとに、諸外国の特別な支援を必要とする児童生徒に関する統計情報を含めて、インクルーシブ教育システムの構築のアプローチの異なる国々への総括所見で指摘されている内容について検討した。
- その際、締約国報告、事前質問事項、事前質問への回答、パラレルリポート、国連障害者権利特別報告者による勧告等も踏まえて、求められている事項の整理を試みた。
- 障害者権利条約は、その第4条一般義務で「権利の完全な実現を漸進的に達成するため、 自国における利用可能な手段を最大限に用いる」として、その漸進性を許容していることに加えて、インクルーシブ教育は、プロセスを伴うものと定義されており、例えば、 権利条約の履行に向けた国家行動計画の策定や二線型からの着実な転換の方向性が統計 情報で理解できるドイツなどの取組は好例と思われた。
- また、スウェーデンへの総括所見に見る特別な学校を肯定的に捉える例や単一路線型の イタリアなど、通常の学級での支援の不充足などの課題もあった。
- 説明では触れていないが、イギリスは特別な学校の存在に関する留保宣言をした上で権利条約を批准し、それを維持してきた。権利委員会から事前質問事項で、その留保の撤回について問われ、その回答では撤回しないことを明言していたが、総括所見では、委員会の撤回を求める要請に変わりはなかったことも付しておきたい。

本報告に関する添付提出資料

【障害者権利委員会による締約国報告ガイドライン】

- 添付資料 I CRPD/C/2/3 (2009) 抜粋
- 添付資料 2 CRPD/C/3 (2016) 抜粋

・添付資料3 日本を含めた4カ国の総括所見の比較

注:本スライド並びに参考資料にある日本語訳文は報告者によるものであり、正式な訳文ではありません。

一般的意見第4号におけるインク ルージョンに係る定義

- インクルーシブ教育とは「全ての児童生徒に必要な配慮を提供して効果的に受け入れるために、通常の学校に受け継がれてきた行動様式、考え方、実践の変更を伴って、教育を受ける権利を妨げる障壁を取り除くための継続する前向きな取組のプロセスの結果である」(paragraph 10(d), General Comment No.4)
- (The result of a process of continuing and proactive commitment to eliminating barriers impeding the right to education, together with changes to culture, policy and practice of regular schools to accommodate and effectively include all students.)
- インクルージョン (Inclusion) は「該当する年齢範囲の全ての子供達に、彼らの要求や好みに最も適した平等で参加型の学びの経験や環境を提供できるとの視点に立って、その障壁を取り除くために、教育における指導内容、指導方法やアプローチ、構造や方略の変更や調整を具体化するための系統的な形態の変更のプロセスを伴うもの」 (paragraph II, General Comment No.4)
- (Inclusion involves a process of systemic reform embodying changes and modifications in content, teaching methods, approaches, structures and strategies in education to overcome barriers with a vision serving to provide all students of the relevant age range with an equitable and participatory learning experience and the environment that best corresponds to their requirements and preferences.)

(添付資料I) 障害者権利委員会による締約国報告 ガイドライン CRPD/C/2/3(2009)

CRPD/C/2/3 pp.13-14: Guidelines on periodic reporting to the Committee on the Rights of Persons with Disabilities, including under the simplified reporting procedure(https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD%2FC%2F3%2F2&Lang=en).

Article 24 - Education

This article recognizes the right of persons with disabilities to education on the basis of equal opportunity, ensuring an inclusive education system at all levels and the facilitation of access to lifelong learning.

(本条項は、障害のある人の機会均等を基本として、全てのレベルにおける インクルーシブ教育システムの保証と生涯学習へのアクセスの促進による教 育の権利を認識するものである)

State Parties should report on:

(締約国は以下に関する事項の報告を行うこと)

- 1 Measures taken to ensure that every child with disabilities has access to early–stage education, and mandatory primary, secondary and higher education
- (障害のある全ての子供の就学前教育、義務としての初等教育、中等教育、高等教育へのアクセスを確保するために行われている施策について)
- 2 Information on the number of boys and girls with disabilities in early–stage education
- (就学前教育における障害のある男児と女児の数に関する情報 について)
- 3 Information on the existing significant differences in the education of boys and girls in the different education levels and whether there are policies and legislation to cater for these differences
- (各教育段階における就学の男女間の顕著な差異に関する情報 とこれらの差異を是正するための方針や法規等の有無について)
- 4 Legislative and other measures that ensure that schools and materials are accessible and that

individualized reasonable accommodation and support required by persons with disabilities is provided to ensure effective education and full inclusion

(学校や教材を利用可能にすることや障害のある人が、効果的な教育並びに完全な包容が確保されるために必要な個別の合理的配慮や支援するため法規及び施策について)

5 Availability of specific skills—training services for children, adults or teachers who so require in Braille, sign languages, augmentative and alternative communication, mobility and other areas

(点字、手話、拡大代替コミュニケーション、移動、その他が必要な子供、成人、あるは教員が利用可能な技術訓練サービスの提供)

6 Measures taken for the promotion of the linguistic identity of deaf persons

(聾者の言語的アイデンティティの促進のための施策について)

7 Measures taken to ensure education is delivered in the most appropriate languages, modes, means of communication, and environments for the individual

(個人に最適な、言語、コミュニケーションの手段・方法、環境で教育が提供されることを確保するための施策について)

8 Measures to ensure an adequate training on disability to professionals in the education system, as well as measures to incorporate persons with disabilities in the education team

(教育システムに関わる専門家への障害に関する十分な訓練の 確保と障害のある人を教育チームに含めるための施策について)

9 Number and percentage of students with disabilities in tertiary education

(高等教育段階における障害のある学生の数とその割合について)

10 Number and percentage of students with disabilities by gender and fields of study

(障害のある学生の性別と学習分野別の数とその割合について)

11 Reasonable accommodation provisions and other measures to ensure access to lifelong learning education

(生涯学習へのアクセスを確保するための合理的配慮及びその他の施策について)

12 Measures taken by the State to ensure early identification of persons with disabilities and their education needs

(国として障害のある人とその教育的ニーズの早期発見を確保するための施策について)

以上

(添付資料2) 障害者権利委員会による締約国報告 ガイドライン CRPD/C/3(2016)

CRPD/C/3 pp.16-18: Guidelines on treaty-specific document to be submitted by states parties under article 35, paragraph 1, of the Convention on the Rights of Persons

Disabilities(https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/I5/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD%2FC%2F3&Lang=en).

(本ガイドラインは 2016 年 11 月 17 日に採択されており、2023 年1月に確認した時点で最も新しいものである。CRPD/C/2/3 (2009)の更新版であり、それまでの各国の総括所見の内容やSDGs の指標が踏まえられている。なお、当該条項の一般的意見が採択されていない場合を想定し、締約国報告に記載すべき事項を定めたものであり、第 24 条の一般的意見は、このガイドラインの採択の直後となる 2016 年 11 月 25 日に採択されている(ほぼ同時期であり一貫性が認められると思われるが、本ガイドラインの趣旨からすれば、第 24 条については一般的意見を参照すべきと思われる。)。ところで、日本の締約国報告の提出は、2016 年6月であり、その提出時には本ガイドライン及び一般的意見は共に採択されていない。)

Education (art. 24)

- 26. States parties should provide information on the following:(締約国は以下に関する情報を提供すること)
- (a) Measures to ensure that laws on education provide for inclusive and quality education with a clear understanding of inclusive education, including a substantive and enforceable right to inclusive education for all persons with disabilities, an explicit "non-rejection" clause for all schools and the right to be provided with reasonable accommodation. Measures adopted to ensure that effective remedies are in place in cases of exclusion from education on the basis of impairment;

(教育に関する法律において、全ての障害のある人のための実質的で効力のあるインクルーシブ教育への権利を含むインクルーシブ教育の明確な理解の上で、全ての学校から「排除されない」という明示的な文言並びに合理的配慮を受ける権利が規定されることを確保するための施策。障害を理由とした教育からの排除に対して、これを効果的に是正するための施策について)

(b) The existence of a progressive and comprehensive policy to transform the education system and a strategy to implement inclusive education, agreed upon by relevant

ministries and with sufficient budget allocations to generate the necessary conditions for its realization, without discrimination and on the basis of equal opportunity, in line with the Convention. The extent to which persons with disabilities, through their representative organizations, are meaningfully involved in the design, implementation, monitoring and evaluation of such a strategy;

(条約の趣旨に基づき、機会の均等を基本として、また差別なく、その 実現のため、必要な条件を整備するために十分な予算配分を伴って、関係 省庁の合意の上で、教育制度の転換を行うための漸進的で包括的な方針 とインクルーシブ教育を実現する方略の存在について。さらに、そのために障 害のある人たちが彼らを代表する団体等を通して、その方略の設計、実施、 監視及び評価に意味のある関与をすることについて)

(c) Measures to enable all children with disabilities to attend inclusive educational settings, namely, to decrease the number of children with disabilities not attending school, attending segregated schools or attending school on a part-time basis, and measures to increase the number of children with disabilities attending regular pre-primary, primary and secondary schools on the basis of accessible curricula, physical access and accessible means and modes of communication;

(全ての障害のある子供が、インクルーシブな教育の状況、すなわち、 障害のある子供について、不就学、分離された学校への就学、あるいは限られた時間のみの就学の人数を減少させるための施策、また、障害のある子 供が、通常の就学前、初等、そして中等学校に、アクセス可能な教育課程、 物理的アクセス、アクセス可能なコミュニケーションの手段と方法を基本とし て就学する人数を増加させるための施策について)

(d) Measures adopted to ensure that the responsibility for the implementation and evaluation of education policies for persons with disabilities falls under the ministry of education;

(障害のある人のための教育政策の実装と評価について、教育省の 責任下にあることを確保するために採択された施策について)

23

(e) Information on affirmative-action measures adopted to implement the right to inclusive education for persons with disabilities;

(障害者のインクルーシブ教育への権利を実装するための積極的格 差是正措置に関する施策の採択に関する情報について)

(f) The number and proportion of inclusive educational establishments that are accessible to persons with disabilities, including accessible curricula, physical access and accessible means and modes of communication;

(アクセス可能な教育課程、物理的アクセス、そしてアクセス可能なコミュニケーションの手段と方法を含む、インクルーシブ教育的な学校の数とその割合)

(g) The number and proportion of students with disabilities who remain in segregated settings and of those who are transferred from segregated settings to regular inclusive educational settings, with adequate individualized support;

(まだ分離的な教育環境に措置されている児童生徒数とその割合並びに、分離的な教育環境から、十分な今別の支援の下実施される通常のインクルーシブな教育環境へ移行した児童生徒数とその割合について)

(h) The number and proportion of students with disabilities in comparison with the overall student population who are enrolled in regular inclusive educational settings who have completed primary education, and the percentage and proportion of students with disabilities in comparison with the overall student population enrolled in secondary and tertiary education. Drop-out rates of students with disabilities compared with the overall student population in primary, secondary and tertiary education. The percentage of women and girls with disabilities who have access to all levels of education and vocational training;

(全ての児童生徒に対する障害のある児童生徒数とその割合について、通常のインクルーシブな教育環境にあり、かつ、初等教育を修了したもの、また、全ての児童生徒に対する障害のある児童生徒数とその割合について、中等教育並びに高等教育への就学。初等教育、中等教育、高等教育のそれ

ぞれの段階におけるドロップアウトについて全ての児童生徒学生に対する障害のある児童生徒学生の数と割合。全ての教育段階と職業教育における障害のある女子の割合について)(SDGs 指標 4.5.1 パリティ指数)

(i) The percentage of schools with access to electricity, the Internet for pedagogical purposes, computers for pedagogical purposes, adapted infrastructure and materials for students with disabilities, single-sex basic sanitation facilities and basic hand washing facilities (in accordance with the Water, Sanitation and Hygiene for All indicator definitions);

(電力、教育用インターネット、教育用コンピュータ、障害のある児童生徒のために調整された設備と教材、男女別の基本的なトイレ衛生設備並びに手洗い設備)(全ての人に安全な水と衛生の指標)(参考文献は、SDGs指標 4.a.l 障害に配慮した教育設備)

(j) Measures adopted to ensure that persons with disabilities are not excluded from the regular education system on the basis of disability and that children with disabilities are not excluded from free and compulsory primary education, or from secondary education, on the basis of impairment;

(障害のある人が一般的な教育システムから障害を基礎として排除されないために、また、障害のある子供が無償の義務初等教育、中等教育から、障害を基礎として排除されないために採択された施策について)

(k) Measures adopted to discontinue assessments of persons with disabilities based on impairments in order to assign schools and instead to carry out early identification of the support requirements of persons with disabilities for their effective participation in regular, inclusive educational settings;

(障害のある人に対して、通常のインクルーシブな教育環境で効果的な支援をと同定するために行われるアセスメントではなく、障害を基礎として学校を措置するためのアセスメントを中断するために採択された施策について)

(I) Measures to ensure that persons with disabilities can gain access to an inclusive, quality and free pre-primary, primary and secondary education on an equal basis with others in the communities where they live; (障害のある人が、自分達が住んでいるコミュニティーにおいて、他の人と同様に、インクルーシブで質の高い、無償の就学前教育、初等教育、中等教育を受けることを可能にするための施策について)

(m) Legislative and other measures adopted to ensure that reasonable accommodation is provided to persons with disabilities;

(障害のある人に、合理的配慮が提供されることを確保するために採択された法律あるいは施策について)

(n) Measures adopted to ensure that students with disabilities have access to the support they require within the regular education system, including through an individualized support plan, which duly considers their views, will and preferences, and measures to facilitate their effective education, in particular persons who require high levels of support;

(障害のある児童生徒に対して、本人の視点、好ましさが真に検討された個別の支援計画によるものを含め、通常の教育制度の中で、必要な支援へのアクセスを保証するために採択された施策について)

(o) Measures adopted to ensure the early identification of persons with disabilities and their education and linguistic/communication requirements, taken in line with the human rights-based approach to disability and in a non-discriminatory manner;

(人権を基礎とした障害へのアプローチ、差別的でない手段を遵守しながら、障害のある人の同定並びに、彼らの教育と言語・コミュニケーションのニーズの早期同定するために採択された施策について)

(p) Steps taken to facilitate the learning of Braille, other alternative scripts, augmentative and alternative modes, diverse means and formats of communication, speaking and oral skills and orientation and mobility skills, and steps taken to facilitate peer support and mentoring;

(点字、その他の代替文字、拡大代替手段、多様な手段や様式による コミュニケーション、音声発話スキル、歩行移動技術の学習を促進するため の対策、並びに、ピアサポート、メンタリングを促進するための対策について)

(q) Steps taken to facilitate, from early childhood, the learning of sign language and promotion of the linguistic identity of the deaf community;

(幼児期からの手話の学習と聾コミュニティーの言語的アイデンティティーの促進のための対策について)

(r) Steps taken to ensure that the education of persons, in particular children, who are blind, deaf or deaf-blind, is delivered in the most appropriate languages and modes and means of communication for the individual and in environments that maximize academic and social development;

(盲、聾、盲ろうである人、とりわけ子供の教育が、最も適切な言語や個に応じたコミュニケーションの手段や方法により提供されるための対策について)

(s) Measures to ensure programmes for all teachers and school personnel, including learning support assistants and specialized support staff, both in the public and private sectors to support the development of inclusive education;

(学習支援補助員や専門的な支援スタッフを含めた全ての教員、学校職員のために、公立、私立の両方において、インクルーシブ教育を推進するための支援のプログラムを確保するための施策について)

(t) The proportion of teachers from regular and special education trained in inclusive education;

(インクルーシブ教育についての訓練された通常並びに特別な教育 の教員の割合について)

(u) Measures adopted, including affirmative-action measures, to employ teachers, including teachers with disabilities, who are qualified in sign language and/or Braille, in the regular education system;

(通常教育における手話及び点字の有資格者である、障害のある教員を含めた教員を雇用するための積極的格差是正措置を含めて、採択された施策について)

(v) Legislative and policy measures, including budget allocation and the provision of reasonable accommodation, to ensure that persons with disabilities have effective access to the general tertiary education, vocational training, adult education and lifelong learning without discrimination and on an equal basis with others.

(障害のある人が、差別なく、他者との公平を基礎として一般高等教育、職業教育、成人教育、生涯学習に効果的にアクセスするための、合理的配慮の提供、予算配分を含む、法律、施策について)

以上

(添付資料3) 4カ国の比較表

		日本	韓国	ドイツ	フランス
	【初回の締約国報告に対する総括初見		【初回の締約国報告に対する総括初見の採	【初回の締約国報告に対する総括初見の採択	【初回の締約国報告に対する総括初見の採
		の採択の経過】	択の経過】	の経過】	択の経過】
		日本政府は 2007 年9月 28 日に障害	韓国政府は 2008 年 2 月 日に国連障	ドイツ連邦政府は、2007年3月30日に障害	フランス政府は 2007 年3月 30 日に障害者
		者権利条約に署名し、2014 年1月 20	害者権利条約を批准した。2011 年1月 10	者権利条約に署名し、2009 年 2 月 24 日に	権利条約に署名し、2010 年2月 18 日に批
		日に批准した。2016 年2月 20 日が提	日が提出の期限であった締約国報告を	批准した。2011年3月24日が提出の期限で	准した。2012 年3月 18 日が提出の期限で
		出の期限であった締約国報告を 2016	2011年6月27日に提出し(国連による公	あった締約国報告を 2011 年9月 19 日に提	あった締約国報告を 2016 年5月 18 日に提
		年6月 30 日に提出し(国連による公表	表日は 2013 年2月 27 日)、2014 年9月	出し(国連による公表日は 2013 年3月7日)、	出し(国連による公表日は2017年10月16
		日は2017年10月4日)、2022年8月	17 日と 8 日の審査の後、20 4 年 0 月	2015年3月26日と27日の審査の後、2015	日)、2021年8月18日、20日と23日の3
		22 日と 23 日の審査の後、2022 年 10	29 日付けで、初回の締約国報告に対する総	年 4 月 13 日付けで、初回の締約国報告に対	日間*の審査の後、2021年 10 月4日付け
		月7日付けで、初回の締約国報告に対す	括所見(CRPD/C/KOR/CO/I)が障害者	する総括所見(CRPD/C/DEU/CO/I)が障	で、初回の締約国報告に対する総括所見
		る総括所見(CRPD/C/JPN/CO/I)が	権利委員会で採択された。	害者権利委員会で採択された。	(CRPD/C/FRA/CO/I)が障害者権利委員
		障害者権利委員会で採択された。			会で採択された。
	概要		【第2次及び第3次合併の締約国報告に対す	【第2次及び第 3 次合併の締約国報告に対す	
	196 文		る総括所見の採択の経過】	る総括所見の採択の経過】	*多くの場合に1日3時間の審査が2日間であ
			障害者権利委員会による 2018 年 3 月 27	障害者権利委員会による 2018 年 10 月 10	るがフランスは1日につき2時間の審査が3日
			日付「第2次及び第 3 次合併の締約国報告	日付「第2次及び第 3 次合併の締約国報告の	間行われた。
			の提出に向けた事前質問事項	提出に向けた事前質問事項	
			(CRPD/C/KOR/QPR/2-3)」に対して、	(CRPD/C/DEU/QPR/2-3)」に対して、	なお、フランスは 2017 年 10 月3日から 13
			2019 年3月8日に第2次及び第 3 次合併の	2019 年9月 25 日に第2次及び第 3 次合併	日の間に国連障害者権利特別報告者による
			締約国報告 (CRPD/C/KOR/2-3) を行なっ	の締約国報告(CRPD/C/DEU/2-3)を行な	
			た(国連による公表日は 2019 年 10 月 11	った(国連による公表日は 2021 年 12 月 21	で勧告がなされており、教育分野は6項目の
			日)。その後、2022 年8月 24 日と 25 日の	日)。(現在、審議中と思われる。)	要請事項があって、これへの対応は総括所見
			審査を経て 2022 年9月5日付けで、韓国政		でも言及されていた。
			府の第2次・第3次合併の定期報告に対する		
			総括所見 (CRPD/C/KOR/CO/2-3) が障		
			害者権利委員会で採択された。		
初	初回の締約国報告	2016年2月20日(提出期限)	2011年1月10日(提出期限)	2011年3月24日(提出期限)	2012年3月18日(提出期限)
回		2016年6月30日(提出)	2011年6月27日(提出)	2011年9月19日(提出)	2016年5月18日(提出)
締		2017年10月4日(公表)	2013年2月27日(公表)	2013年3月7日(公表)	2017年10月16日(公表)
約	事前質問事項	2019 年 10 月 29 日(公表)	2014年4月17日(提出)	2014年4月17日(提出)	2019 年 10 月 30 日(公表)
国			2014年5月11日(公表)	2014年5月11日(公表)	
報	事前質問事項への	2022年3月31日(提出)	2014年6月20日(提出)	2014年8月19日(提出)	2020年9月30日(提出)
告	政府回答	2022 年6月8日(公表)	2014年6月27日(公表)	2015年1月15日(公表)	2020年11月3日(公表)

関	市民社会からの報 事前質問事項に関するもの 10 件 事前質問事項に関するもの2件		事前質問事項に関するもの2件	事前質問事項に関するもの 6 件 事前質問事項に関するもの8件		
係	告	総括所見に関するもの 11件	総括所見に関するもの7件	総括所見に関するもの5件	総括所見に関するもの 19 件	
	総括所見	2022 年9月9日(提出)	2014年10月3日(提出)	2015年4月17日(提出)	2021年9月14日(提出)	
		2022年 10月7日(公表)	2014年10月28日(公表)	2015年5月13日(公表)	2021年10月4日(公表)	
	内容	Education (art. 24)	Education (art. 24)	Education (art. 24)	Education (art. 24)	
		教育(第 24 条)	教育(第 24 条)	教育(第 24 条)	教育(第 24 条)	
		51. The Committee is	45. The Committee is concerned	45. The Committee is concerned that the	50. The Committee is concerned	
		concerned about:	that, despite the existence of an	State party has an education system	about the high number of children with	
		51. 委員会は、以下のことを懸念してい	inclusive education policy, students	where the majority of students with	disabilities in segregated education	
		る。	with disabilities in regular schools	disabilities attend segregated special-	settings, including in residential	
		(a) The perpetuation of	return to special schools. It is further	needs schools.	medico-social institutions or in	
		segregated special education of	concerned about reports that students	45.委員会は、締約国が、障害のある多くの児	separate classes in regular schools,	
		children with disabilities, through	with disabilities enrolled in regular	童生徒が隔離された特別な支援のための学校	which perpetuates stigmatization and	
		medical-based assessments,	schools fail to receive education that is	に通うという教育制度を有していることを懸念し	exclusion. It also notes with concern:	
		making education in regular	suitable to their impairment-related	ている。	50. 委員会は、多数の障害のある子供たち	
		environments inaccessible for	needs.		が、寄宿型の医療-社会施設を含む分離され	
		children with disabilities,	45.委員会は、インクルーシブ教育ポリシーの	46. The Committee recommends that the	た教育状況に置かれており、あるいは、通常学	
		' '	存在にも関わらず、通常の学校の障害のある	State party:	校内の分離された学級に措置されていること	
		, , ,	生徒が特別学校に戻っていること、さらには、	46.委員会は、以下について締約国に要請す	を懸念している。さらに、懸念を持って以下の	
		·	通常の学校に在籍する障害のある児童生徒		ことに言及する。	
		, ,	が、障害のニーズに応じた適切な支援のある	(a) Immediately develop a strategy,	(a) The insufficient statistical	
		about the existence of special	教育を受けていないことを懸念している。	action plan, timeline and targets to		
		needs education classes in regular		provide access to a high-quality,	,	
		schools;		inclusive education system across all	territories, who are enrolled in and	
		(a) 医学的アセスメントに基づく障害の		Länder, including the required financial	attending school on a full- or part-time	
			46.委員会は、以下について締約国に要請す		basis, and about the access to	
		続性により、とりわけ、知的障害または心		resources and personnel at all levels;	inclusive education of Roma, asylum-	
		理社会的障害のある子供及び、より集中	(a) Conduct research into the		seeking and refugee children with	
		的な支援を必要とする子供など、障害の	effectiveness of the current education	の連邦州で、質の高いインクルーシブな教育制	disabilities and children with	
		ある子供にとって、通常の環境での教育	, , , ,	度へのアクセスを提供するため、戦略、行動計	disabilities in an irregular migration	
		がアクセスできないものになっているこ	(a)現行の教育のインクルーシブ教育ポリシー	画、期限、目標を直ちに策定すること。	situation;	
		と。これは通常の学校における特別な学		(b) Scale down segregated schools to	(a) とりわけ海外県・海外領土を含め、フルタ	
		級の存在についても同様である。	(b) Step up efforts to provide		イムあるいはパートタイムでの就学・出席して	
		(b) Children with disabilities		law and policies uphold the duty that	いる障害のある子供について、及びロマ、亡命	
		being denied admittance to regular	accommodation in schools and other	mainstream schools enroll children with	希望者、難民である障害のある子供や非正規	
		schools due to their perceived and		disabilities with immediate effect if that		
		actual unpreparedness to admit	alia, assistive technology and support	is their choice;	シブな教育へのアクセスに関する統計情報が	

- them, and the notification issued in 2022 according to which students enrolled in special classes should not spend their time in regular classes for more than half of their school timetable;
- (b)通常の学校が、障害のある子供を入 学させるための準備が実際に整っていな いことや、その認識のもと、障害のある子 供が入学を拒否されていること、加えて、 2022 年に発出された特別な学級の児 童生徒が時間割の半分以上を通常の学 級で過ごさないようにするとの教育省に よる通知があること。
- The insufficient provision of reasonable accommodation for students with disabilities;
- (c) 障害のある児童生徒に対する合理 的配慮の提供が不十分であること。
- The lack of skills of, and the negative attitudes to inclusive education of, regular education teachers;
- (d)通常の教育の教師のインクルーシブ 教育に関するスキルの欠如と、これに対 する否定的な態度のあること。
- The lack of alternative and auamentative modes and methods of communication and information

in regular schools - including sign

language education for deaf children, and inclusive education for deafblind children;

(e) ろう児のための手話教育、盲ろう児 のためのインクルーシブ教育を含む、通

- ministerial in classrooms, accessible and adapted educational materials and curricula, and accessible school environments;
 - (b)とりわけ教室の中における支援技術やアク セシブルな教材やカリキュラム、アクセスしやす い学校環境を提供することで、学校やその他 の教育施設において、インクルーシブ教育と学 校における合理的配慮の提供を一層推進す ること。
 - Intensify training for education personnel, including teachers and administrators in regular schools.
 - (c)通常の学校の教員と管理職を含む職員へ の訓練を重点化すること。

- (b) インクルージョンを促進するために隔離さ 不十分であること。 れた学校を縮小し、本人が選択した場合には通 常の学校に障害のある児童生徒を入学させる 義務を認める法律及び政策を直ちに有効にす ること。
- (c) Ensure that reasonable accommodation is provided at all levels of education and that the right to such accommodation is legally enforceable (c) and justiciable before the courts;
- (c) 全てのレベルの教育で合理的配慮を提供 し、合理的配慮の権利を法的に実施し、裁判で 判断が可能となることを保証すること。
- (d) Ensure the training of all teachers in inclusive education, increased accessibility of the school environment, materials and curricula, and the 供に影響を与える、障害のある子供の教育的 provision of sign language in mainstream schools, including at the post-doctoral level
- (d) インクルーシブ教育についての全て教員 への研修、教育環境、教材、カリキュラムのアク セシビリティの向上、博士号取得レベルを含む 通常の教育での手話の提供を保証すること。

- The refusal to admit to some schools children with intellectual or psychosocial disabilities or autistic children:
- (b)知的あるいは心理社会的障害や自閉症 の子供の入学を拒否する学校が見られるこ
- The insufficient individualized support through the provision of reasonable accommodation for children with disabilities to meet their educational requirements, which particularly affects autistic children and children with Down syndrome;
- (C) とりわけ、自閉症の子供とダウン症の子 な必要性に対応するための合理的配慮の提 供を通じた個別の支援の提供が不十分なこ
- The failure to provide reasonable accommodation for children with disabilities, especially deaf children, in the context of school during the COVID-19 closures pandemic;
- (d)障害のある子供、とりわけ、ろう児に対する コロナウイルス感染症拡大期間の状況におけ る合理的配慮の不提供のこと。
- The insufficient provision of education of and in French Sign Language;
- (e)フランス手話による教育とフランス手話の 教育の提供が不十分であること。
- The absence of learning, teaching and use of Braille and Easy Read for persons who are blind and

常の学校における代替拡大手段やコミュ ニケーションと情報手段が欠如していい ること。

- (f) The lack of a national comprehensive policy to address barriers for students with disabilities in higher education, including for university entrance exams and for the study process.
- (f) 大学入学試験や学習過程などう含む、高等教育における障害のある学生の障壁に対処する、国の包括的な政策が欠如していること。
- 52. Recalling its general comment No. 4 (2016) on the right to inclusive education, and target 4.5 and target 4.a of the Sustainable Development Goals, the Committee urges the State party to:
- 52. 委員会は、インクルーシブ教育の権利に関する一般的意見第 4 号(2016年)および持続可能な開発目標 4、目標4.5 および指標 4(a)を想起し、締約国に対し、次のことを強く要請する。
- (a) Recognize the right of children with disabilities to inclusive education within its national policy on education, its legislation and its administrative arrangements, with the aim of ceasing segregated special education, and adopt a national action plan on quality inclusive education, with specific targets, time frames and a sufficient

visually impaired and persons with intellectual disabilities;

- (f)(g) Information about violence against children with disabilities, including bullying in schools;
- (g)学校でのいじめを含めて障害のある子供に対する暴力のあること。
- (h) The barriers to access to support for students with disabilities at the higher education level, and the absence of measures to facilitate the international mobility of students with disabilities on an equal basis with others.
- (h)高等教育段階における障害のある学生の 支援へのアクセスに障壁のあること、障害のな い学生との平等の下で障害のある学生の国 際交流を促進する対策が欠如していること。
- 51. The Committee recalls its general comment No. 4 (2016) on the right to inclusive education and targets 4.5 and 4.a of the Sustainable Development Goals, and recommends that the State party strengthen measures to attain quality, inclusive education for all children with disabilities, including in the overseas territories. The State party should promptly implement the recommendations issued by the Special Rapporteur on the rights of persons with disabilities in this regard. The Committee also recommends that the State party:
- 51. 委員会は、インクルーシブ教育への権利 についての一般的意見第4号(2016)並び

budget, to ensure that all students with disabilities are provided with reasonable accommodation and the individualized support they need at all levels of education;

- (a) 分離された特別な教育を継続しないことを目的として、教育に関する国家政策、法律、行政上の取り決めの中で、障害のある子供がインクルーシブ教育を受ける権利を認識し、全ての障害のある児童生徒・学生が、あらゆるレベルの教育において、合理的配慮と必要とする個別の支援を受けられるように、特定の目標、期限、十分な予算で、質の高いインクルーシブ教育に関する国家行動計画を採択すること。
- (b) Ensure access to regular schools for all children with disabilities, and put in place a

"non-rejection" clause and policy

to ensure that regular schools are not allowed to deny regular school for students with disabilities, and withdraw the ministerial notification relating to special classes;

- (b) 全ての障害のある子供の通常の学校へのアクセスを保障し、通常の学校が障害のある子供を拒否することを許さない「拒否してはならない」条項と方針を打ち出し、特別な学級に関する教育省の通知を撤回すること。
- (c) Guarantee reasonable accommodation for all children with disabilities to meet their individual educational requirements and to

に持続可能な開発目標の目標 4.5 及び 4.a を想起し、締約国が、海外県・海外領土を含めて、全ての障害のある子供に対して質の高いインクルーシブ教育を達成するための対策を強化することを勧告する。締約国は、この観点から、国連障害者権利特別報告者による勧告を速やかに実施すべきである。また、委員会は、締約国に以下について要請する。

- (a) Develop systems to collect data on children with disabilities disaggregated by age, place of residence, sex and ethnic background, including information about the percentage of enrolment in and attendance at school, and ensure that Roma, asylum-seeking and refugee children with disabilities and children with disabilities who are in an irregular migration situation have effective access to education;
- (a) 障害のある子供について、就学及び出席 状況を含めて、年齢、居住地、性別、人種の別 のデータを収集するシステムを開発するととも に、ロマ、亡命希望者、難民である障害のある 子供や非正規移民となっている障害のある子 供が教育への効力あるアクセス。
- (b) Adopt systems for parents and legal tutors to complain and seek redress in cases of refusal to admit their children to a school on the basis of disability;
- (b)保護者並びに親権者が、障害を理由とした就学の拒否のケースにおいて、申し立てて 救済を求めることのできるシステムの採用。
- (c) Develop a framework recognizing the right of children with disabilities to seek individualized

ensure inclusive education;

- (c) 障害のある全ての子供たちが、個々の教育的要求を満たし、インルーシブ教育を実現するための合理的配慮を保証すること。
- (d) Ensure the training of regular education teachers and non-teaching education personnel on inclusive education and raise their awareness about the human rights model of disability;
- (d) インクルーシブ教育について、通常の教育の教員および教員以外の教育関係者の研修を確実に行って障害の人権モデルについての意識の向上を図ること。
- (e) Guarantee the use of augmentative and alternative methods modes and communication in regular education settings, including of Braille, Easy Read, and sign language education for deaf children, promote the deaf culture inclusive educational environments, and ensure access to inclusive education for deafblind children;
- (e) 点字、易しい文書、ろう児の手話教育、インクルーシブな教育環境におけるろう文化の促進、盲ろう児のインクルーシブ教育へのアクセスなど、通常の教育環境における拡大代替コミュニケーションの手段や方法の使用を保証すること。
- (f) Develop a comprehensive national policy addressing barriers for students with disabilities in

support through the provision of reasonable accommodation to meet their individual educational requirements, including accommodations in the context of examinations for children with disabilities, particularly autistic children and children with Down syndrome;

- (c)とりわけ自閉症並びにダウン症の子供を含めた障害のある子供の試験における配慮を含む、個別の教育的な要求に対応する合理的配慮の提供を通じた個別の支援を求めることができる障害のある子供の権利を認める枠組みの開発。
- (d) Adopt programmes at the municipal level and involving public and private actors to provide support for children with disabilities in the context of the COVID-19 pandemic;
- (d)市町村レベルでのプログラムを採用し、公的及び私的な関係者が、COVID-19 感染拡大状況において、障害のある子供を支援することへ関与すること。
- (e) Ensure that education in French Sign Language is provided at early stages of education and promote the deaf culture in inclusive educational environments;
- (e)フランス手話による教育が早期教育の段階から提供されて、インクルーシブな教育環境において聾文化が促進することを保障すること。
- (f) Ensure the effective learning, teaching and use of Braille and Easy Read for persons who are blind and visually impaired and persons with

		higher education including for			intellectual disabilities
		higher education, including for			intellectual disabilities;
		university entrance exams and for			(f)が保障すること。
		the study process.			(g) Take measures to eliminate
		(f) 大学入学試験や学習過程など、高			abuse against and bullying of children
		等教育における障害のある学生の障壁			with disabilities in schools;
		に対応する、包括的な国の政策を策定す			(g)障害のある子供のいじめと虐待を排除す
		ること。			るための対策を実施すること。
					(h) Adopt programmes with
					specific goals and time frames in order
					to promote the access of persons with
					disabilities to higher education,
					ensuring that young persons with
					disabilities can seek individualized
					support through the provision of
					reasonable accommodation in tertiary
					education, including to facilitate their
					international mobility, and access to
					sign languages.
					(h)高等教育段階における合理的配慮を通じ
					て、手話の使用や彼らの国際交流を促進を含
					めて、障害のある若年者が、個別の支援を求
					めることができるような、障害のある人の高等
					教育へのアクセスを促進するための明確な目
					標と期限のあるプログラムを採用すること。
2	+ 4 5 8 8 + 7	-	2018年3月27日	2018年10月10日	-
次・	事前質問事項				
3	定期締約国報告 (2次·3次合併)	-	2019年3月9日(提出期限)	2019年3月4日(提出期限)	-
次			2019年月8日(提出)	2019年9月25日(提出)	
合			2019年10月11日(公表)	2021年12月21日(公表)	
併	市民社会からの報	-	事前質問事項に関するもの5件	事前質問事項に関するもの5件	
報	告		総括所見に関するもの 12 件	-	
告	総括所見(2次·3	-	年月日	-	-
	次合併報告)				
	内容	-	Education (art. 24)	-	
			49. The Committee is concerned:		
			49.委員会は以下について懸念している。		
			(a) That the State party maintains		
L	1	1	• •	l	

special education on the basis of a medical impairment-based approach and regularly increases the number of special schools, which results in a high number of children with disabilities, including autistic children and children with intellectual, psychosocial or multiple disabilities, receiving segregated special education; 締約国 が医学的障害アプローチに基づいて特別な 教育を維持しており、定常的に特別な学校の 数を増加させていることで、自閉症、知的障 害、精神社会的障害や重複障害のある多くの 人数の子どもが分離された特別な教育を受 けていること。 About the insufficient number of teaching and support staff trained in Braille, sign language and accessible modes of teaching and the level of training for teachers on the skills and competencies required to promote inclusive education; 点字、手話について 訓練された指導や支援のためのスタッフの 数、そしてアクセッシブルな指導方法やインク ルーシブ教育を推進するために必要なスキル と能力についての教員研修の水準が十分で ないこと。 That children with disabilities who attend day-care centres other than kindergarten do not receive support from the Ministry of Education. デイケアセンターに通う子どもについて、幼稚 園以外は教育省による支援を受けていないこ と。 50. Recalling its general comment No. 4 (2016) and target 4.5 of the Sustainable Development Goals, the Committee reiterates its previous recommendation and urges the State party to: 50.委員会は、一般的意見第4号(2016)及 び SDGs 目標 4.5 を想起し、前回の勧告を繰 り返し、締約国に以下について要請する。 Formulate a comprehensive inclusive education policy with strategies to promote a culture of inclusion in mainstream education at all educational levels, including human rights-based individualized of educational assessments requirements and necessary accommodation, and provide appropriate training for teachers and non-teaching education personnel on inclusive education; (a)全ての教育段階における通常教育の中に おけるインクルージョンの文化(意識)を推進 する方略によって包括的なインクルーシブ教育 の施策を構築すること、これには、人権に基づ いた個別化されたアセスメント、必要な環境整 備や配慮、教員及びそれ以外の教育職員に 対するインクルーシブ教育についての適切な 訓練を提供すること。 Provide students with with disabilities assistive compensatory aids and learning materials in alternative and accessible formats, such as inclusive digital access, and modes and means of communication including Easy Read, communication aids and assistive and information technology; (b)インクルーシブなデジタルへのアクセスや、 易しい文書、コミュニケーション支援機器、支

援技術、ICT を含む、アクセシブルや代替的な
フォーマットの学習用教材、支援的機器などを
障害のある生徒へ提供すること。
(c) Ensure that all children with
disabilities attending segregated day—
care centres operated under the
Ministry of Health and Welfare are
transferred to mainstream
kindergartens operated under the
Ministry of Education.
(c)保健福祉省の管轄下にある分離されたで
いけセンターに通う全ての障害のある子ども
が、教育省管轄下の通常の幼稚園への移行
を保証すること。